

令和 7 年度 第 2 回原村社会教育委員会 会議記録

1 開催年月日	令和 7 年 1 0 月 3 0 日 (木)
	開議 19 時 00 分
	閉議 21 時 00 分
2 場所	原村中央公民館 講義室
3 出席者	委員：5 名 (欠席 1 名)
	教育長
	事務局：3 名
4 協議事項	1. 令和 7 年度文化祭・芸能フェスティバルについて 2. 令和 8 年二十歳を祝う会について 3. その他 (社会教育事業について、来年度諏訪地区社会教育委員研修視察について、長野県社会教育研究大会について、コミュニティセンター化について)
1. 開会 2. あいさつ 教育長：こんばんは。お忙しい中お集まりいただきまして、感謝申し上げます。 本日の協議事項にもありますように令和 7 年度の文化祭、芸能フェスティバルを始め、二十歳を祝う会、原村が担当する諏訪地区社会教育委員の連絡協議会研修視察、来年度以降も多くの取組が予定されています。社会教育委員の皆様には、日頃から地域の行事や講座への参加、子どもの取り組みの様子の把握についても、様々な場面で献身的にご尽力いただきまして本当に感謝でございます。教育委員会では、来年度に向けて国型のコミュニティ・スクールの立ち上げ準備を進めています。毎月住民との懇談や学校現場の声や悩みを共有しながら、少しずつ前に進めています。この取り組みは社会教育委員の皆様のご理解とご力添えが欠かせません。11 月 28 日には、原中学校吹奏楽部顧問の笛吹先生をお招きしまして、目指す子どもの姿について声をいただく予定です。ぜひご参加いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。本日の会議でございますが、今後の運営に関わるご相談やお願い事もございます。活発なご意見をお聞かせいただければ幸いです。引き続き原村の教育のためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。 3. 協議事項 議 長：皆さんこんばんは。それでは議題に入ります。議題 (1)、文化財芸能フェスティバルについて、事務局お願いします。 社会教育主事：【資料 1】により説明 教育長：社会教育委員さん何か協力していただくことはありますか。 社会教育主事：例年はありません。ぜひ見に来ていただけたらと思います。 委 員：会場は全部屋内ですか？ 事務局：消防の煙体験だけ社体の駐車場です。図書館と公民館と、体育館というような感じで 3 ヶ所の施設で開催という感じにはなります。 委 員：駐車場は大丈夫でしょうか。 事務局：駐車場は、保育園の職員駐車場、図書館の下側の身障者の駐車場、保育園の送迎用の駐車場、公民館の LCV 側の駐車場、福祉センター、保健センター、中学校駐車場、役場駐車場を想定しています。 委 員：いろんな体験もあり子どもたちが来たくするようなイベントで楽しそう。 事務局：それぞれのイベントの集客の弱いという話から、図書館と文化祭と一緒にやろうという話に	

なり、そこにエコキャンパスが加わった形です。参考事例は、富士見町の縄文祭りです。

議長:他はよろしいですか。今のところで質問ご意見などありますか。
(特になし)

それでは議題(2)の二十歳を祝う会についてお願いします。

社会教育主事:【資料2】について説明

議長:式典が終わってから写真撮ったりしていて長くなってしまうですね。

教育長:アトラクションは30分で大丈夫ですか。

社会教育主事:時間伸びてしまう傾向にはありますが一応30分でというお願いをしています。

議長:それではよろしいでしょうか。次に議題(3)その他のところをお願いします。

社会教育主事:初めに、10月までの社会教育事業や講座の状況をご説明いたします。講座においては、山歩き講座が2回、溪谷歩き講座が1回天候不良のため中止、あとは予定通り進んでいます。放課後子ども教室は、多く実施していきたいという公民館主事の考えもあり、クイズ大会や運動教室などを毎月開催しています。今後の講座の予定ですが12月に予定していたジェルランタン作りは講師の都合により中止、後は予定通り行う予定です。そして、9月18日～9月26日まで、ニュージーランドのプケコヘからの訪問団の受け入れをしました。生徒17名、先生4名の合計21名です。滞在中は保育園運動会参加、小学校で壁画を一緒に作ったり、中学校では授業に参加するなどの交流をしました。村の方では、座禅体験や数珠ブレスレット作り、食品サンプル作り、地域視察として山梨県忍野八海に行きました。期間中は体調不良の方が出たりしましたが、楽しい時間を過ごしてもらったかと思います。

事務局:カレンダーにはありませんが、今年度もスマホ講座の開催を進めています。総務省事業で、会場を提供すれば、講師が運営してくれる形です。

議長:ありがとうございます。それでは視察研修のところをお願いします。

社会教育主事:来年度の諏訪地区の社会教育委員研修視察が原村の担当になっており、行き先を決めなければいけません。【資料3】にて説明

村外に行くか村内を見学するかだけでも本日決めたいと思います。

委員:村内にPRするところがあればいいんですが、ワイン工場はどうでしょうか。

教育長:何月に実施ですか。

社会教育主事:今年は10月に行いました。

委員:ブドウの収穫の時期ですね。

事務局:ベトナムの皆さんが視察に来られたときにワイン園を視察させていただきました

議長:トマトの見学もさせていただけそうです。下諏訪は星ヶ塔遺跡、岡谷は蚕糸博物館と旧岡谷市役所、今回は富士見町の井戸尻遺跡ときていますので原村も村外よりは村内がいいと思います。文化園とか農場などもあります。阿久遺跡は見学可能ですか。

事務局:人数が30人となると、2班に分けないと収蔵庫見学は厳しい。

議長:学芸員さんに説明をお願いしますか。学芸員さんに収蔵庫の中を案内してもらえばかなり引き込まれる人もいるのでは。

教育長:去年、退職した校長たちの研修会で見学した時は、2班に分けて入れ替え制にしました。

委員:今年参加した人が縄文の繋がりでは次は原村を見るのも面白いかなと。

教育長:八ヶ岳美術館のブロンズもいいですね。他のどこもやっていないので、中学生の歴代ブロンズ作品を見てもらうのもいい。

副議長:農場の花畑は花も綺麗ですが、北アルプスや御岳や南アルプスと八ヶ岳が全部綺麗に見えていいと思う。

事務局:(移動手段は)誰か運転手をお願いできれば、生涯学習のバスと役場のバスと2台がある。

議長:では、今出た意見を踏まえ次回会議では決められるようにしましょう。

社会教育主事:わかりました。それでは村内視察ということで素案を考えてみます。

次に、来年度の社会教育研究大会の分科会発表についてです。来年度の長野県の社会教育研究大会での分科会発表が原村の当番になる予定です。ただ、今お話していた研修視察と当番が重なるので、令和9年度に変更してもらえないかと要望していますが未だ返答がありません。令和8年度に発表をする可能性を踏まえて、発表の内容などあれば皆さんにお伺いしたい。

議長:何年か前に国際交流のことを発表したことがありました。あひるクラブのことも1回分科会で発表しました。原っ子の森はどうですか?こんな活動などありますか。

委員:原子の森は、年6,7回開催していますが、先日、横のつながりを作ろうと言う事で子どもの関連団体の集まりがありました。その中でいろいろな団体が原っ子の森を使って活動をしたという話があり多方向へ行動を広げていこう話し合いました。ただ、これから何やるかは具体的に決まっています。

議長:先日の会議では、来年度の分科会の話はまだない。一応考えておいて来年か再来年に向けてという感じですね。それでは中央公民館のコミュニティセンター化についてお願いします。

事務局:前回少し投げかけをしましたが、池田町の「かえで」という施設が原村の条件に合うかと思い参考にしました。コミュニティセンターという形ではなく、交流センターという方向でというところですが、料金的なもののご意見をお伺いして事務方手続きを進めたいと思います。

【資料4】にて説明

事務局:現在の登録団体には、引き続き減免で使用していただければ特にトラブルなく行くと思います。

1回のみ使用したい団体は、変わらず使用料を時間単位で徴収します。そして皆さんご意見聞きたいところですが、営業的使用や入場料を取るような場合については、ここに倍数をかけていくような料金設定を考えています。例えば塾、講演会で入場料を取ってやるようなもの、入場料を取り映画を上映するようなものは倍数をかけた設定が適当なのかなと。昨今の物価、電気代、暖房費等々の高騰の中で使用料の見直しをしなければならず、さらに他の自治体では修繕費の一部についても適正に徴収するべきという動きがあります。そんな中、公民館、交流センターはあくまでも住民のための文化交流の場で、村の税金で賄われているところですので、住民の皆さんが使うところと、村外の方が使うところはある程度格差をつけてもいいのかなと考えます。いろんな設定の仕方がありますが、例えば代表者の方が村内の方で申請をしてきた場合には今まで通りの金額、でも他の自治体団体の使用は料金を2倍の設定にする、営業目的だと3倍にするという方法です。住民の皆さんのメリットや利便性、公平性、公共性なども保てると考えていますが、ご意見をお聞かせください。

委員:暖房費とか冷房費に同じように倍数をかけるのは不公平じゃないか。一律同じ料金の方が良いのでは。使用料は村内の人優先でという話でいいと思うが、燃料料金は関係ない。

事務局:実質今の暖房代冷房代は燃料相当の額にしかなくなっていません。今は設備代っていうのは全然入っていないので。

委員:確かに設備代は入っていると考えればそういうことになるのも仕方ない。

事務局:他市町村の料金設定も、施設の維持関係を含めて考えていこうという方向になってきているようですが、物議をかもしているところもあるそうです。

委員:受益者負担してもらわないといけないということですね。燃料使用のところに設備費込みと書いてあればみんな理解できる。

事務局:あともう一つ、地下の第2会議室という以前原っ子広場で使用していた部屋は特に料金設定がされていないため、現在貸し出しができる状況ではありません。その部分も料金表に入れ

て貸し出しできるようにしていきます。

議長:ご意見とかどうでしょうか？

副議長:使用料は村外使用なら4倍でもいいんじゃないでしょうか。

委員:それでも安い気がしますね。

教育長:原村は安くて体育館も外部の方がたくさん来ています。

副議長:格差があれば、住民を大事にしてくれているというのが強く出る。

事務局:村内の登録団体以外の人には、今の料金設定でも支障がないかなと思う。村外の団体使用だと2倍、さらに営業関係だと3倍もしくは4倍となる。

社会教育主事:代表者だけ原村という場合は？

事務局:村外活動団体だけれど中に原村の人がいて、安くなるからその人が代表者として申請してもらうにしても、何かあったときは全部その原村の方に連絡しますと言えば、無理に代表者にしないのでは

委員:何か起きると嫌がるかもしれないが、何か起きることはまれ。そうなると代表者はとりあえず原村の人にやらせて、何かあったら実の代表者が責任取るからみたいな話になるのでは。

事務局:そういう状態でも原村の人が公民館の利用に関わってくれてれば利用の幅は広がると思う。あとは登録団体の皆さんには、予約の時期を少し早くしてあげれば、特に登録団体の皆さんが不利益になることも無い

委員:公民館の維持費っていうのはいくらかりますか。

事務局:修繕的なものを入れていくととても計算しきれない。

委員:年がたてばたつほどそういうものも乗せていかなきゃいけないでしょうね。

事務局:もし修繕費も上乘せするのであれば、公民館だけではなく、体育館、役場、文化園とかそういったものを全部見直しながらってという形にしないといけない。

委員:他の市町村を調べてみたんですが、1.5倍のところとか2倍のところとかいろいろあります。池田町は2倍なんですね。

事務局:池田町もその他に細かい設定があるようです。とりあえず一旦村外団体が2倍という設定は問題ありませんか。そして営業利用の設定をどちらにしたらよいか。

委員:売上の5%っていう市町村もあります

事務局:それは事務経理が大変だと思います。とりあえず村外団体が2倍、営業利用が4倍というご意見をいただいたということでよろしいですか。冷暖房費も入れてもいいでしょうか

委員:設備維持費が入っているということでしたら。

事務局:ありがとうございます。そのような方向で今日はご意見をいただけたということで、報告させていただきます

議長:何か委員さんからありますか。

(特になし)

事務局は何かありますか。

(特になし)

5. 閉会 副議長